

地震により被災された後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）の方が、医療機関を受診する際に、医療機関の窓口で次のいずれかに該当することを申告することで、医療費の一部負担金（窓口負担）が免除されます。

【対象となる方】

- ・ 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ・ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ・ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【対象期間】

平成28年7月末までの受診分

※保険証なしでも医療機関を受診することができます。

※なお、入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※この免除を受けるためには、上記の要件に該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、確認いたします。

【問い合わせ先】

住民課保険年金係

0964-46-2113（直通）